

議案第 68 号

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 23 日提出

岬町長 田代 勇

提 案 理 由

令和 7 年人事院勧告を踏まえ、議会議員の期末手当の支給率を改定するため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第　　号

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の227.5」を「、6月に支給する場合においては100分の227.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」に改める。

第2条 岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の227.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岬町条例第6号）（第1条関係）

新	日
第1条～第3条 (略) (期末手当)	第1条～第3条 (略) (期末手当)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散の日現在における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の227.5</u> 、 <u>1.2月に支給する場合においては100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選舉により再び職員となつた者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算にあつたものとみなす。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散の日現在における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に <u>100分の227.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選舉により再び職員となつた者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算にあつたものとみなす。
(1)～(4) (略) 以下	(1)～(4) (略) 以下

○岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岬町条例第6号）（第2条関係）

新	旧
第1条～第3条 (略) (期末手当)	第1条～第3条 (略) (期末手当)
第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散の日現在における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選舉により再び職員となつた者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとみなす。	第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散の日現在における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合には100分の227.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選舉により再び職員となつた者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらのは引き続き議員の職にあつたものとみなす。

(1)～(4) (略)
以下 (略)

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要

【(A) 賞与について】

①「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正

【改正内容】期末手当の支給月数の引上げ（0.05月増）

現 行 【改正前】	議 会 議 員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	2.275	0.000	2.275	-
		12月期	2.275	0.000	2.275	-
		計	4.550	0.000	4.550	-
令和7年度 【改正後】	議 会 議 員		期末手当	勤勉手当	合計	【現行との差】
		6月期	2.275	0.000	2.275	0.000
		12月期	2.325	0.000	2.325	0.050
		計	4.600	0.000	4.600	0.050
令和8年度 【改正後】	議 会 議 員		期末手当	勤勉手当	合計	【現行との差】
		6月期	2.300	0.000	2.300	0.025
		12月期	2.300	0.000	2.300	0.025
		計	4.600	0.000	4.600	0.050

②「特別職（町長・副町長・教育長）の職員の給与に関する条例」の一部改正

【改正内容】期末手当の支給月数の引上げ（0.05月増）

現 行 【改正前】	特別職		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	2.275	0.000	2.275	-
		12月期	2.275	0.000	2.275	-
		計	4.550	0.000	4.550	-
令和7年度 【改正後】	特別職		期末手当	勤勉手当	合計	【現行との差】
		6月期	2.275	0.000	2.275	0.000
		12月期	2.325	0.000	2.325	0.050
		計	4.600	0.000	4.600	0.050
令和8年度 【改正後】	特別職		期末手当	勤勉手当	合計	【現行との差】
		6月期	2.300	0.000	2.300	0.025
		12月期	2.300	0.000	2.300	0.025
		計	4.600	0.000	4.600	0.050

③「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正

【改正内容】期末手当・勤勉手当の支給月数の引上げ（0.05月増）

○正職員 賞与0.05月増【期末0.025月・勤勉0.025月】

○再任用職員及び任期付職員 賞与0.05月増【期末0.025月・勤勉0.025月】

現 行 【改正前】	正職員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	1.250	1.050	2.300	—
		12月期	1.250	1.050	2.300	—
		計	2.500	2.100	4.600	—
	再任用 職 員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	0.700	0.500	1.200	—
		12月期	0.700	0.500	1.200	—
		計	1.400	1.000	2.400	—
	任期付 職 員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	0.750	0.500	1.250	—
		12月期	0.750	0.500	1.250	—
		計	1.500	1.000	2.500	—

令和7年度 【改正後】	正職員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	1.250	1.050	2.300	0.000
		12月期	1.275	1.075	2.350	0.050
		計	2.525	2.125	4.650	0.050
	再任用 職 員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	0.700	0.500	1.200	0.000
		12月期	0.725	0.525	1.250	0.050
		計	1.425	1.025	2.450	0.050
	任期付 職 員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	0.750	0.500	1.250	0.000
		12月期	0.775	0.525	1.300	0.050
		計	1.525	1.025	2.550	0.050

令和8年度 【改正後】	正職員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	1.2625	1.0625	2.325	0.025
		12月期	1.2625	1.0625	2.325	0.025
		計	2.525	2.125	4.650	0.050
	再任用 職 員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	0.7125	0.5125	1.225	0.025
		12月期	0.7125	0.5125	1.225	0.025
		計	1.425	1.025	2.450	0.050
	任期付 職 員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	0.7625	0.5125	1.275	0.025
		12月期	0.7625	0.5125	1.275	0.025
		計	1.525	1.025	2.550	0.050

④「岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部改正

【改正内容】期末手当・勤勉手当の支給月数の引上げ（0.05月増）

○会計年度任用職員 賞与0.05月増 [期末0.025月・勤勉0.025月]に関しては、令和8年度からの適用を検討。

現 行 【改正前】	会計年度 任用職員		期末手当	勤勉手当	合 計	【現行との差】
		6月期	0.750	0.500	1.250	-
		12月期	0.750	0.500	1.250	-
		計	1.500	1.000	2.500	-
令和7年度 【改正後】	会計年度 任用職員		期末手当	勤勉手当	合計	【現行との差】
		6月期	0.750	0.500	1.250	0.000
		12月期	0.750	0.500	1.250	0.000
		計	1.500	1.000	2.500	0.000
令和8年度 【改正後】	会計年度 任用職員		期末手当	勤勉手当	合計	【現行との差】
		6月期	0.7625	0.5125	1.275	0.025
		12月期	0.7625	0.5125	1.275	0.025
		計	1.525	1.025	2.550	0.050

【(B) 月例給について】

(正職員)

民間給与との較差15,014円[△3.62%]を解消するため、月例給に関しては、全体平均改定率3.3%[1級5.2%、2級4.2%等]の改定で、若年層に重点を置きつつ、その他職員も昨年を上回る引上げで、令和7年4月1日に遡及して給料表を改定します。

(再任用職員)

1級から6級で8,300円から11,300円の増額改定で、令和7年4月1日に遡及して給料表を改定します。

(任期付職員)

専門職として正職員の処遇に準じた扱いをしているため、「岬町一般職の職員の給与に関する条例施行規則」の改正を行い、令和7年4月1日に遡及して給料表を改定します。

(会計年度任用職員)

正職員の事務補助としての会計年度任用職員の給料に関しては、令和7年4月1日に遡及対応をせず、財政状況や他団体の対応を勘案し、令和8年4月1日の雇用契約時に反映します。

【(C) その他の改定について】

[通勤手当]

- ①自動車等使用者の通勤手当について、通勤距離区分による手当額を引き上げ（令和7年4月1日に遡及／通勤手当支給規則の改定）
- ②60km以上の通勤距離支給区分を増やし、支給限度額を100km以上の66,400円へ引き上げ（令和8年4月1日施行／給与条例・通勤手当支給規則の改定）
- ③1ヶ月あたり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当の新設（令和8年3月議会上程に向けて、継続して協議・検討／給与条例・通勤手当支給規則の改定が必要）

[地域手当]

現行の地域手当10%から11%への引き上げ（令和8年3月議会上程に向けて、継続して協議・検討／給与条例の改定が必要）

[等級別基準職務表]

一般職の職員の給与に関する条例の別表3「等級別基準職務表」のうち、基準となる職務欄から「～に相当する職務」という不明瞭な表現をなくし、国の基準に沿って文言整理するものです。